

乗務員のみなさまへ

- ①運転者は運行途中、異常気象に遭遇し、又は異常気象となることが明らかとなった時は、速やかに運行管理者に連絡し、その指示を受けることとする
- ②次の状況に直面し、運行管理者に連絡する余裕がないときは、直ちに安全な場所に退避するなど運行を中止しなければならない
- ③風速が20m以上と認められる時は、車両の防護を図る為、安全な場所に退避し風速が静まる迄運行を中止すること
- ④雨、霧、吹雪の為視界が10m以下の時は、運行を中止して道路の左側に車両を寄せ、フォグランプ及び尾灯を点灯し、そのまま待機すること
- ⑤視界10m以上50m以下の時の運転は、運転速度を20km/h 以内に減速し運転をすること
- ⑥路面冠水30 c m以下の時は10 k m以下の徐行運転とし、ガードレール、サインボード、道路標識、電柱、路肩等に注意して道路状況を確認して進行すること
- ⑦山崩れ、河川の増水、地盤軟弱、道路崩壊の恐れがある時は、運行を中止し、安全な地点で待機すること
- ⑧積雪30 c m以上の時は除雪の状況を確認し、危険であると認められる時は、運行を中止し、安全な地点で待機すること

【車を運転中に警戒宣言が発せられた時】

地震の発生に備えて速度を十分に落とし、ラジオ等によって地震情報や交通情報を聞き、情報に応じて行動する

車を置いて避難するときはできるだけ道路外に停止させる